

官報

号外

平成二十八年三月十一日

○第九十回 参議院會議録第十二号

平成二十八年三月十一日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十二号

平成二十八年三月十一日

午前十時開議

第一 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案(第百八十九回国会衆議院提出)

○本日の會議に付した案件

一、国務大臣の報告に関する件(平成二十八年度地方財政計画について)

一、地方税法等の一部を改正する等の法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(山崎正昭君) 未曾有の被害をもたらした東日本震災から今日で五年となりました。

會議を開くに先立ち、震災により犠牲となられた全ての方々に對し、心から哀悼の意を表します。

御遺族の皆様方に衷心よりお悔やみを申し上げ

ますとともに、被災された全ての方々にお見舞いを申し上げます。

○議長(山崎正昭君) これより會議を開きます。

この際、日程に追加して、

平成二十八年度地方財政計画についての国務大臣の報告並びに地方税法等の一部を改正する等の法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案についての提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。総務大臣高市早苗君。

〔国務大臣高市早苗君登壇、拍手〕

○国務大臣(高市早苗君) 平成二十八年度地方財政計画の概要並びに地方税法等の一部を改正する等の法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

まず、平成二十八年度地方財政計画の概要について御説明申し上げます。

本計画の策定に際しては、通常収支分については、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、地方創生や地方の重点課題に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととしております。

平成二十八年三月十一日 参議院會議録第十二号

議事日程追加の件 国務大臣の報告に関する件(平成二十八年度地方財政計画について)、地方税法等の法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

あわせて、引き続き生じる財源不足については、適切な補填措置を講じることとして、地方の一般財源総額について、前年度の地方財政計画を上回る額を確保することとしております。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業について、直轄・補助事業に係る地方負担分等を措置する震災復興特別交付税を確保することとしております。

以上の方針の下に、平成二十八年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出総額の規模は、通常収支分については、前年度に比べ四千八百八十三億円増の八十五兆七千五百九十三億円、東日本大震災分については、復旧・復興事業が、前年度に比べ二千二百六十一億円減の一兆七千七百九十九億円などとなっております。

次に、地方税法等の一部を改正する等の法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環の確立に向けた法人税改革の一環として、法人事業税の所得割の税率の引下げと外形標準課税の拡大等を行うとともに、地方創生の推進に向け、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るための法人住民税法人税制の税率の引下げ、地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止等を行います。

また、自動車取得税の廃止、自動車税及び軽自動車税における自動車の環境性能に応じて税率が決定される環境性能割の導入、一定の遊休農地等の保有に係る課税の強化及び軽減等を行うほか、個人住民税の徴収引継ぎ特例の対象拡大等の納税環境の整備、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととしております。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

地方交付税の総額について、平成二十八年度分の通常収支に係る地方交付税の総額を平成二十七年分と同額の十六兆七千三百億円確保すること

もに、普通交付税の算定に用いる単位費用の改正を行うこととしております。

さらに、平成二十八年度分の震災復興特別交付税について、新たに三千四百七十八億円を確保し、総額四千八百二十億円とするともに、普通交付税と特別交付税の割合の維持、地方債の協議不要対象団体の要件の緩和等を行うこととしております。

以上が、平成二十八年度地方財政計画の概要並びに地方税法等の一部を改正する等の法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) ただいまの報告及び趣旨説明に對し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。藤川政人君。

〔藤川政人君登壇、拍手〕

○藤川政人君 自由民主党の藤川政人です。

私は、自由民主党、公明党を代表して、ただいま議題となりました平成二十八年度地方財政計画、地方税法等の一部を改正する等の法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案について、安倍総理及び高市総務大臣に質問いたします。冒頭、一言申し上げます。

五年前の今日三月十一日、東日本大震災が発生いたしました。一万五千名以上の尊い命を失い、いまだ二千五百名以上の方々の行方が分かりません。今なおふるさとに戻る事ができず避難生活を続けておられる方々、また復興のために尽力されておられる方々が数多くいらっしゃいます。被災された地域の一日も早い復興を祈り、我々国政に携わる者全員で支援していくことを誓い、質問に移ります。

今年に入ってから世界的に株価が不安定になっており、中国を始めとする新興国経済の減速による世界経済に与える影響が懸念されております。そうした中でも我が国の経済は、有効求人倍率が

平成二十八年三月十一日 参議院會議録第十二号

国務大臣の報告に関する件(平成二十八年年度地方財政計画について、地方税法等の一部を改正する等の法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明))

二

二十四年ぶりの高水準となるなど、アベノミクスの成果によって、穏やかではありますが、着実な回復基調が続いております。国と地方の税収も回復を続けており、平成二十八年度は、前年度に比べて国税は約三兆円、地方税は一・二兆円の増収を見込んでおります。

平成二十八年度地方財政計画は、地方税が増収となる中でも地方交付税総額をおおむね維持していること、前年度と比べて臨時財政対策債の発行を大きく減らしていることなど、地方の要望が反映されており、評価できる内容だと考えます。また、災害復旧などに充てられる特別交付税の割合について、四％に引き下げられるというこれまでの方針を改め、六％を維持することとしたのも、近年の災害の多発を考えれば妥当な措置であると考えます。

このように、今回の地方財政計画は、地方の声も踏まえた適切なものになっていると考えます。しかし、地方財政は、一時期より縮小したものの、いまだに平成二十八年度における財源不足は五兆六千六百十三億円となっております。高市総務大臣としては、今後の地方財政が抱える問題をどのように認識しておられるのか、お考えをお聞かせください。

地方税法等の改正案では、資本金一億円超の普通法人について、法人事業税の所得割の税率を引き下げ、外形標準課税の割合を拡大することが盛り込まれております。

外形標準課税は、赤字の法人が多い現状において、所得に基づく課税だけでは一部の企業に税負担が偏ってしまったため、公平性を確保するという意味で意義のある制度であると考えます。また、景気の変動によって税収が大きく左右されないことから、地方財源の安定に果たす役割も大きいと考えます。

この制度は、現在では資本金一億円以上という大企業のみを対象としております。しかし、将来

的に中小企業にまで対象を拡大した場合には、経営に与える影響は非常に大きいものとなってしまいます。例えば、設立間もないベンチャー企業というのは赤字で当然であります。もし、こうした企業にまで外形標準課税を適用すれば、成長戦略の柱として起業を支援するという政府の方針と大きく矛盾してしまうこととなってしまいます。したがって、外形標準課税は、設立から五年、十年といった若い小規模企業はもちろん、中小企業をその対象とすべきでないと考えますが、いかがでしょうか。総理のお考えを伺います。

今回の改正案では、地方法人課税の偏在是正のため、平成二十九年年度から法人住民税の税率の引下げと地方法人税の税率の引上げを行うこととしております。

これに関して、私の出身である愛知県では、豊田市など七市町村で百四十億円の大規模な減収になると試算されております。頑張つて税収を上げていく自治体が、豊かだからといって税収を奪われるのでは、せつかくの努力が報われなくなってしまうと思います。税収の偏在是正が必要なのは確かであり、しかし、安易に多いところから取って少ないところに配するというのではなく、頑張つた自治体が報われる制度にしなければ、全体としての税収は上がりません。

自助、共助、公助という言葉で支えるこの理念は、個人のみならず地方自治体にも当てはまるものと考えます。頑張っている自治体のやる気をくじかないためにも、まずは自助努力が評価されるべきであり、それがあつた上での偏在是正であるという基本理念を総理から明確におっしゃっていただきたいと思ひます。

次に、地方創生について伺います。先月発表された平成二十七年国勢調査の速報では、東京一極集中が更に進んでいることが明らかとなりました。総人口が初めて減少に転じる一方で、東京、神奈川、埼玉、千葉の一都三県、いわ

ゆる東京圏の人口は、五年前より五十一万人増えて三千六百十三万人となりました。実に総人口の三割近くがこの一都三県に住んでいるわけです。政府は、東京一極集中の是正を掲げて地方創生を推進しておられるわけですが、この厳しい現実について、原因をどう考え、どのように取り組んでいくお考えでしょうか。総理の御見解をお聞かせください。

アベノミクスの成果によって、地方の有効求人倍率や求人数は増えております。第二次安倍内閣が成立した平成二十四年十二月には、有効求人倍率が一倍を超えていたのはたつた八都県でした。それが今では四十六都道府県となっております。また、求人倍率だけではなく有効求人数も、平成二十四年は百九十九万人だったものが、現在では二百四十万人台と大きく増えております。地方から人がいなくなつて、求職者が減つたから倍率が増えたのだという意見を一部では聞きますが、数字を見れば求人が増えていることは明らかであります。

仕事のないところに人は住みませんから、雇用をつくるということは地方創生のためにも非常に重要なことです。政府として、更なる地方の雇用創出策をどう推進していくお考えでしょうか。安倍総理に伺います。

今回の地方税法等の改正では、地方創生応援税制として、いわゆる企業版ふるさと納税の創設が盛り込まれております。ふるさと納税の制度は、平成二十年の創設以来、徐々に知名度も上がつており、国民の間に定着してまいりました。今年度から、限度額の倍増や確定申告の要らないワンストップ特例制度の創設により、一気に利用者が増えております。総務省の発表では、上半期のふるさと納税の実績は、金額が四百五十四億円、件数が二百二十八万件となつており、それぞれ前年同期と比べて三・九倍、三・七倍と急上昇しております。

自治体が創意工夫をして寄附を集めるという仕組みは、地方の活性化にとって大変有意義です。一方で、寄附のお礼となる特典が豪華になり過ぎて、自治体の負担になつているという指摘もあります。本来は地方を応援するための税制ですが、地方であっても、入ってくる寄附より特典の方が多く、赤字になつている自治体もあるそうです。ふるさと納税には功罪の両面があるというのが現在の状況ではないでしょうか。

高市総務大臣に伺いますが、これまでのふるさと納税の成果をどう評価されているのでしょうか。また、今回の企業版の創設によってどのような効果を期待されておられますか。ふるさと納税の今後の在り方も含め、お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

地方法人税の問題にもふるさと納税の問題にも共通したことです。全体のパイが増えないのに分配だけを変えろというのは、必ずどこかで不公平感を持つ自治体が出てまいります。地方創生を目指す政府といたしましては、どのように全体のパイを増やすかという点に重点を置いて今後の政策を考えていた、だいたいと思ひます。

このことを申し上げまして、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 藤川政人君にお答えをいたします。

法人事業税の外形標準課税についてお尋ねがありました。

今回の外形標準課税の拡大は、企業が収益力を高め、より積極的に賃上げや設備投資に取り組むよう促す法人税改革の一環として行ふもので、資本金一億円以下の中小法人は対象外としております。外形標準課税の適用対象法人の在り方については、地域経済、企業経営への影響も踏まえながら、引き続き慎重に検討してまいります。

なお、地域の経済と雇用を支える中小企業・小規模事業者に対しては、生産性向上に向けた設備投資支援として固定資産税の大胆な減税を行うとともに、ものづくり補助金で、製造業だけでなくサービス業における生産性向上も支援してまいります。

また、個人保証の慣行を断ち切るという考え方の下、政府系金融機関において、この二年間で既に十万件を超える個人保証を求めない融資を実施したほか、各都道府県によらず支援拠点を様々な経営課題の相談に応じ、支援策や新たな情報を提供するなど、中小企業政策を積極的に講じているところでもあります。

地方法人課税の偏在は正についてのお尋ねがありました。

平成二十八年度税制改正において、地方消費税の引上げに併せて、法人住民税法人税割の交付税原資化などの偏在は正措置を講じ、都市に偏りがちな税収の再分配を行うこととしております。

もとより、自治体にとって地方法人課税が企業誘致等に取り組みインセンティブとなるなど、自治体の税源涵養において重要な役割を果たしていることは言うまでもありません。こうしたことも念頭に置きつつ、引き続き、より安定的で偏在性の小さい地方税体系の構築を図ってまいります。

東京一極集中の原因と地方創生、地方の雇用創出策についてお尋ねがありました。

東京圏への人口の過度の集中の原因については、大企業や会社の本社機能が集中し就職に有利であること、文化施設やイベントが豊富であること、多様な商品にあふれ、流行の先端を行く消費生活が楽しめることなどが東京圏に人を引き付けているためと考えられます。

雇用を増やし、守ることは、政治の最重要課題です。若者が地方へ移住を希望していても、そこに仕事があれば移住を思いとどまりかねません。東京一極集中を是正し、地方創生を推進する

ため、地方における若い世代にとって魅力ある仕事の創出、企業の本社機能移転、政府関係機関移転を進めてまいります。

具体的には、企業の東京からの移転を税制措置により促進するとともに、移住先の生活に関する情報をワンストップで提供する窓口を開設しました。

議員の地元愛知県では、水資源が豊富な豊根村と地元の名古屋大学と最先端のプラズマ技術で水質浄化技術を研究する幸田町が、地方創生先行型交付金を活用して連携し、チョウザメの養殖を目指しています。両自治体が特色を生かして連携することで、キャピタを新たに地元の特産品にしようとする先駆的な取組であります。

昨年末には、まち・ひと・しごと創生総合戦略を改訂し、今申し上げたような地方の自主的かつ先駆的取組を支援する新型交付金や企業版ふるさと納税制度などの財政支援、情報支援、人的支援を盛り込みました。

これらを始めたところから施策を連携させ、民間の力も大いに生かしながら、地方への新しい人の流れを生み出し、地方創生の動きを加速化してまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣高市早苗登壇、拍手)

○国務大臣(高市早苗君) 藤川政人議員にお答えをいたします。

まず、今後の地方財政が抱える課題についてのお尋ねがございました。

今回の地方財政対策におきましては、地方団体が安定的な財政運営を行えるよう、地方の一般財源総額について前年度を〇・一兆円上回る六十一・七兆円を確保しました。あわせて、地方交付税について前年度とほぼ同程度となる十六・七兆円を確保しつつ、臨時財政対策債の発行額を〇・七兆円減と大幅に抑制し、地方の一般財源の質を

改善し、地方財政の健全化を進めました。

一方、地方財政は、平成二十八年度においても五・六兆円の財源不足が生じているとともに、借入金残高が二百兆円程度で高止まりしており、更なる地方財政の健全化に向けて、歳入歳出面における最大限の努力が必要であると考えています。そのため、歳入面では、アベノミクスの成果を全国各地に行き渡らせ、地方税収等の増を図るとともに、歳出面では、めり張りを付けて歳出構造を見直すことで、更なる財務体質の強化を図ってまいります。

次に、ふるさと納税についてお尋ねがございました。

ふるさと納税は、ふるさとに対する納税者の思いを実現する観点から創設され、近年大きく実績が伸びています。地方団体からも、地方の財源確保につながるだけでなく、地域や地域産業の発展につながる、観光客の増加等、人的交流につながるなどの評価をいただけており、地方創生を進める上でも大きな成果が上がっています。

また、ふるさと納税に対する返礼品については、良識ある対応を各地方団体に要請していただいています。今後とも各地方団体において制度趣旨に沿った取組が行われるよう、総務省としても引き続き取り組んでまいります。

さらに、今回の税制改正において、企業が地方団体の行う地方創生への効果が高い事業に寄附した場合、その約六割の税負担を軽減する企業版ふるさと納税を創設し、官民挙げての取組を進めることとしています。

ふるさと納税や企業版ふるさと納税を活用いただけるながら、各地方団体において地方創生の取組を積極的に進めていただきたいと考えています。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 藤末健三君。

(藤末健三君登壇、拍手)

○藤末健三君 民主党・新緑風会の藤末健三です。

本日、東日本大震災の発災よりちょうど五年という節目の日を迎えました。改めて、多くの犠牲者に哀悼の意を表するとともに、被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。また、被災地の復興を今後も全力で応援させていただくことをお誓い申し上げます。

さて、私は全国比例選出の議員として、離島や過疎地、それらを含む全国各地において、多くの皆様から地域の生の声をお伺いしております。

私は、そうした地域の声も受け止めながら、会派を代表して、平成二十八年度地方財政計画、地方税法等の一部を改正する等の法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案に対し、御質問申し上げます。

地方団体が住民福祉の増進という本来の役割を果たし、住民生活の安心、安全を確保するために、地方交付税の財政調整機能が適切に発揮される必要があります。他方、近年、地方財政制度の抜本改革として地方交付税制度の廃止などを求める主張がなされることもあります。安倍総理は、地方財政計画や地方交付税制度の意義についてどのようにお考えでしょうか。

また、地方交付税の算定に当たっては、特定の政策に誘導することなく、地域がその実情に応じ、自主的、主体的に必要な施策に取り組めるようにしなければなりません。しかし、この点について、本改正案により地方交付税に導入しようとしているトップランナー方式については多くの疑問がございます。

トップランナー方式は、地方団体の一定の業務について民間委託等による歳出効率化を行うことを前提に交付税の算定を行うものです。もとより

歳出効率化は重要でございますが、仮に民間委託等の外部委託が可能であったとしても、地域住民に直接触れ合い、そして生活を感じ、思いを酌み取るために、あえて職員が自ら行う部分を残している地方団体もあるのではないのでしょうか。現実の地方行政はこの両面のバランスを取りながら運営されているものと思います。

しかし、トップランナー方式は、経費節減が最優先、民間委託が最善という価値観に基づいているように感じます。地方団体は国の定める算定基準に自らの施策を適合させる義務はありませんが、これらと乖離すれば結果的に地方交付税の算定が厳しくなることになります。

地域住民にとって何が最適なのかを常に考えながら、地域住民に寄り添った行政を実現できるように各々の地方団体に選択肢を与えることが地方創生、地方分権の核心であるとするならば、このトップランナー方式は、地方創生、地方分権の理念に反する側面があるのではないのでしょうか。安倍総理の見解をお伺いいたします。

地方交付税は標準的な水準の行政を行うために財源保障するものですが、高市大臣は、全ての地方団体が一律に民間委託等を行うことが標準的であり、地方行政のあるべき姿であるとお考えなのではないでしょうか。また、トップランナー方式による算定基準が地方行政を画一的なものにしてしまうというおそれがあるのではないのでしょうか。それぞれ高市大臣の答弁を求めます。

平成二十八年度地方財政計画では、地方一般財源総額は六十一兆七千億円とされ、平成二十七年、前年度と比較し一千三百億円程度上回る額を確保していると言われております。

しかし、この地方一般財源総額の中には、政策的経費に充てることができることができない、過去に発行された臨時財政対策債の元利償還を行うために発行する臨時財政対策債三兆三千億円も含まれていることに注意しなければなりません。この三兆三千億

円を除いた地方一般財源総額は、五十八兆四千億にまで目減りすることになります。全く印象が変わってしまいます。

臨時財政債の発行残高は累増を続け、平成二十八年度末にはその残高は五十一兆七千億円と見込まれております。地方税の増収を背景に折半対象財源不足額は減少していますが、増嵩した残高の償還については全くめどが立っていないのが今の現状であります。

臨時財政対策債の償還財源を地方税の増収に頼るのではなく、国としても、法定率の見直しを始め、制度的に対応し、財政の責任を果たすべきではないのでしょうか。安倍総理の認識をお伺いさせていただきます。

また、臨時財政対策債の計画的な償還について、早期に具体的な道筋を整理し、明らかにすることが総務大臣、高市大臣の務めだと思いが、大臣、いかがでしょうか。

また、法人税改革の一環として法人事業税の外形標準課税の拡大が進められております。

外形標準課税の拡大については、従来、応益税としての法人事業税の性格の明確化、税収の安定化などが期待されるとともに、地方団体の自主性を高めることになると期待され、地方からも一定の支持がされております。しかし、外形基準に報酬給与額が用いられている点で、これは賃金課税である側面は否定できません。雇用や給与水準に影響を与える懸念がありますが、いかがでしょうか。

地域経済の回復には差があります。不況から脱していない地域は全日本に至る所にある、そのことは、ここにおられる議員の皆様こそが肌身に感じておられると思います。まさに地域経済の再生への巻き返しを後押ししなければならぬ局面である中、今このタイミングで外形標準課税の拡大を行うことの意義は何か、地域の雇用にどのような影響を与えるのか、その雇用に対する影響は懸

念はないか、安倍総理の見解をお伺いいたします。

また、今般の外形標準課税の拡大により税収が安定的になるとの根拠は本当にあるかどうか、地域間の税収格差に一体どのような影響を与えるのか、高市大臣に伺わせていただきます。

そして次に、中小企業の行う生産性を高める設備投資について固定資産税を三年間半減すると安倍総理は所信表明演説でアピールしておられました。これは、償却資産に対する地方税である固定資産税に設備投資減税を創設するものとなり、地方からは、税制の根幹を揺るがす見直しに断じて賛成できない、断じて行うべきではない旨の意見が繰り返し強調されております。

確かに、与党税制改正大綱においては、償却資産に対する固定資産税の制度は堅持すると明記され、今般の設備投資減税も時限的な特例措置と位置付けられておりますが、しかし、これが今回限りで終わるという保証はどこにもない状況です。むしろ、今後、なし崩し的に固定資産税における設備投資減税が拡大していくことを大きく強く懸念しております。

そもそも、設備投資減税のような国の経済政策の一環として行われる特例措置については、国税や国の補助金により対応すべきではないかと考えます。ましてや、財政状況が厳しい市町村の貴重な財源である固定資産税に導入すべきでは断固ありません。

安倍総理は、経済政策の実現と地方団体の自主財源の確保との関係をどのように捉えておられるか、是非認識をお聞かせください。

このような税負担軽減措置等が法律に規定されますと、地方団体はこの法律に従って税条例を定めなければなりません。つまり、地方団体の判断の余地なく税収が減少するという結果になります。したがって、地方税財源を守る観点から、このような特例措置が安易に導入されないように

我々はしなければならぬのではないのでしょうか。

その観点から、償却資産に係る固定資産税に設備投資減税を導入することについて、高市大臣の率直な意見を伺わせていただきます。これは税の根底に係る議論でございます。あわせて、今後このような特例措置がなし崩し的に拡大しないようにどのように歯止めを掛けるか、是非教えてください。

各地方団体の財政の状況を見渡すと、企業が集中し、人口流入が続くなどして税収が突出して高い地方団体がございします。その一方、人口は減少し、高齢化が進み、財政状況が今後も悪化すると見込まれる地方団体が数多くあります。財政力の格差の是正は地方交付税の基本的役割でございますが、現在の制度では十分に対応できないほど地方団体間の格差は大きくなっております。地方経済の二極化がどんどん進んでいる状況になります。地域間の税財政の格差が地域経済の発展に大きく影響し、格差が格差を生むという、そういう構造を強い決意を持って打開しなければなりません。

少子高齢化社会における地方団体のあるべき姿を描き、これにふさわしい地方税、地方交付税とすべく、地方税と国税の税源交換など、地方税、地方交付税の大きな枠組みを転換すべきであります。今すぐ安倍総理におかれましては検討を始めていただきたいと思います。それだけ地域の格差は非常に大きくなっている。

最後に、離島や過疎地を含め全国津々浦々に広がり、地方創生や地域活性化を進める上で重要な役割が期待され、国民生活にとってもかけがえのない存在である郵便局ネットワークの維持強化のための支援策について伺います。

昨年十一月に日本郵政と金融二社が上場しました。国内外の投資家の目にさらされる中、採算性の低い過疎地の郵便局は廃止すべきというような

安易な議論さえも起きております。郵便局ネットワークが地域社会で果たしている役割の大きさを我々は改めて確認する必要があります。皆さん、いかがでしょうか。

平成二十四年に成立させた改正郵政民営化法の七条の二には、郵便局が地域社会で果たすべき使命として、郵便と金融のユニバーサルサービスの提供義務と公益性、地域性の発揮ということを書き込んでおります。また、改正郵政民営化法の第七条の三においては、その郵政の責務の履行の確保が図られるように政府が必要な措置を講ずるということを示記しております。

こうした状況の中、昨年九月に、情報通信審議会郵政政策部会が郵政のユニバーサルサービスコストの試算結果を示しました。これによると、郵便役務、銀行窓口、保険窓口ごとの試算額を合計すると、実に二千六百三十一億円ものユニバーサルサービスコストを郵便局が負担しているということが明らかにされました。

黒字エリアも合わせた全体の収支では赤字ではないとしても、先ほど述べた改正郵政民営化法の趣旨に照らせば、赤字エリアのユニバーサルサービスの維持に必要な費用に対し、政府が何らかの支援措置を早急に検討し、実行すべきだと私は考えます。是非法律を施行していただきたい。

郵便局ネットワークが果たしている役割をどのように評価しているか、安倍総理と高市大臣に伺います。

また、ユニバーサルサービス支援策をどのように具体化していくかを安倍総理に伺います。そして、高市大臣には、郵便局ネットワークの維持強化にどのように取り組んでいくかを具体的に示していただきたいと思います。

我々は、地方の多様な価値観を重視し、地域や文化を尊重する、人に優しい経済を地域から実現する観点から、また、地域に根差した人材や資源、英知を最大限生かすという観点からこの法案

の審議を行っていくことを表明しまして、質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇 拍手〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 藤末健三議員にお答えをいたします。

地方財政計画や地方交付税制度の意義についてのお尋ねがありました。

地方財政計画は、地方が法令で義務付けられた事務を始め、標準的な行政サービスを住民に提供するために必要な財源を地方全体に保障することなどの役割を果たしています。また、地方交付税制度は、地方税収について地域間に大きな格差がある中であつて、財源の均衡を図るとともに、標準的な行政サービスを住民に提供するために必要な財源を全国の各地方団体に保障する役割を有しています。このような地方財政計画や地方交付税制度の有する意義は今後も重要であると考えております。

地方交付税のトップランナー方式についてお尋ねがありました。

トップランナー方式は、地方財政が依然として厳しい状況にある中で、自治体においても、アウトソーシングなどを進めることにより行政の効率化を進めることが重要であるとの観点から行うものであります。

地方交付税は一般財源であることから、業務をどのような手法で実施するかは、各自治体において地域の実情を踏まえて自主的に判断されるものであり、トップランナー方式の導入が地方創生、地方分権の理念に反するものとは考えておりません。

臨時財政対策債についてお尋ねがありました。

平成二十八年度の地方財政対策においては、アベノミクスにより来年度の地方税収や地方交付税の法定率が増となったことに伴い、財源不足が大きく減少し、これによって臨時財政対策債の発行額を〇・七兆円減と大幅に抑制しました。

今後とも、法定率の見直しなど制度的な対応の議論も行いつつ、歳入面では、アベノミクスの成果を全国津々浦々に届けることにより、地方税収等の更なる増収を図るとともに、歳出面では、めり張りを付けて歳出構造を見直すことで、臨時財政対策債のような特例債に頼らないよう、財務体質の強化を図ってまいります。

法人事業税の外形標準課税についてのお尋ねがありました。

今般の法人税改革は、企業が収益力を高め、より積極的に賃上げや設備投資に取り組むよう促す観点から行うものです。また、我が国においては、一部の企業に税負担が偏っているとの指摘もあることから、広く負担を分かち合う構造としていくことも必要です。

この法人税改革の一環として、大法人向けの法人事業税の所得割の税率引下げと外形標準課税の拡大を行うこととしております。外形標準課税の拡大は、資本金一億円以下の中小企業を対象外としており、また、二十七年制度税制改正において、外形標準課税に所得拡大促進税制を導入し、賃上げへの配慮も行っているところであります。

経済政策の実現と地方団体の自主財源の確保との関係についてお尋ねがありました。

地域経済の活性化は重要な課題であり、地域経済を支える中小企業の経営力を向上し、生産性を高めることで、その収益の拡大を実現し、経済の好循環を確かなものとするのが重要です。そのため、中小企業の生産性を高める設備投資について、固定資産税を三年間半減する減税を行うこととしております。

また、地方団体の自主財源の確保も重要な課題として取り組んでおり、来年度の地方税収については、アベノミクスによって、政権交代前から五兆円以上増加し、過去最高となっています。各都道府県の平成二十八年度当初予算において

も、平成二十四年度当初予算と比べて、全ての都道府県で税収が増加しており、特に法人関係税については全ての都道府県で二桁増の収入を見込んでいます。

今後とも、地域経済の活性化と地方団体の自主財源の確保に努めてまいります。

地方税と地方交付税の在り方についてお尋ねがありました。

アベノミクスによって、来年度の地方税収は政権交代前から五兆円増加し、過去最高となりました。この果実を全国津々浦々にお届けするため、消費税率引上げ時に法人住民税の交付税原資を一層進め、都市に偏りがちな税収の再分配を行うことで、過疎に直面する地方でも財源をしっかりと確保してまいります。

また、地方交付税制度は、地方税収について地域間に大きな格差がある中であつて財源の均衡化を図るとともに、標準的な行政サービスを住民に提供するために必要な財源を全国の各地方団体に保障する大変重要なものと考えています。

今後とも、地方税の充実と偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、地方交付税の財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう取り組んでまいります。

郵政事業のユニバーサルサービス確保についてお尋ねがありました。

郵便局ネットワークは、その公益性、地域性を発揮して、地域における生活インフラとして機能を果たしており、その維持強化を図っていくことが地方創生の深化にも寄与するものと評価しています。

郵便事業につきましては、平成十九年に民営化され、平成二十四年に郵政民営化法が改正され、民営化は着実に進捗しております。その中で、郵便局で提供される郵政事業のユニバーサルサービスについては、現状、適切に提供されているものと認識しており、郵便業務、金融窓口業務とも収支は黒字と承知しております。

まずは、郵政民営化の趣旨に沿って、日本郵政及び日本郵便が収益力の強化及びコストの削減等の経営努力により、ユニバーサルサービス提供の責務を果たしていくことが基本と考えております。

政府としては、日本郵政及び日本郵便のユニバーサルサービス提供の責務の履行状況等を注視し、所管大臣において適切に対応していくことが重要と考えています。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣高市早苗君登壇、拍手)

○国務大臣(高市早苗君) 藤末健三議員にお答えをいたします。

まず、トップランナー方式の導入についてお尋ねがございました。

地方財政が依然として厳しい状況にある中で、質の高い公共サービスを効率的、効果的に提供する観点から、地方団体においても、地域の実情に応じ、民間委託等の活用を検討すべきだと考えております。

また、地方交付税の算定において、多くの団体が民間委託等の業務改革に取り組んでいるものについて、その経費水準を単位費用の積算基礎とすることとしました。

一方で、地方交付税は使途の自由な一般財源であり、各地方団体において業務をどのように実施するかは、地域の実情等を踏まえ、地方団体が自主的に判断するものでございます。

次に、臨時財政対策債の償還のための取組についてお尋ねがございました。

地方においては、巨額の財源不足が継続しているため、臨時財政対策債の発行残高は増加しており、平成二十八年度末には五十二兆円程度となる見通しですが、本来は臨時財政対策債のような特例債に頼らない財務体質を確立することが重要で

す。このため、歳入面では、アベノミクスの成果を全国各地に行き渡らせ、地方税収等の増を図りつつ、歳出面では、国の取組と基調を合わせ、めり張りを付けて歳出構造を見直し、財務体質を強化することが必要です。

平成二十八年度の地方財政対策においては、臨時財政対策債の発行を前年度から〇・七兆円の大減とするなど、地方財政の健全化に努めました。

今後、地方財政の健全化に努め、まずは国と地方で折半すべき財源不足が解消され、折半分の臨時財政対策債を発行しなかつた平成十九年度及び平成二十年度の状況なるべく早く実現することを目指してまいります。

次に、法人事業税の外形標準課税についてお尋ねがございました。

外形標準課税の課税標準は、景気に左右される所得ではなく、安定的な付加価値額等であり、導入後の外形標準課税の税収は安定的に推移をしております。今回の外形標準課税の拡大により、税収の更なる安定化が図られると考えています。

また、外形標準課税の拡大は、地域間の税収に大きな影響を与えるものではございませんが、平成二十六年度税制改正に引き続き、法人住民税法人税割の交付税原資化を更に進めるなどの税収偏在の是正のための改革を進めてまいります。

次に、償却資産に対する固定資産税についてお尋ねがございました。

地域経済の活性化に向けて、地域の中小企業による設備投資の促進を図ることが重要です。そのため、中小企業者等が生産性向上に資する一定の機械装置の取得をした場合、固定資産税の課税標準を、最初の三年間、価格の二分の一とする特例措置を講じることとしています。

償却資産に対する固定資産税は、住民サービスを支える市町村の重要な財源であり、与党税制改正大綱において制度を堅持するとされた趣旨を踏

まえ、特例措置の対象を極めて限定した上で時限的な措置といたしました。このような特例措置については、応益課税の原則や税負担の公平性の確保の観点から、その必要性については今後も十分に吟味してまいります。

最後に、郵便局ネットワークについてお尋ねがございました。

郵便局ネットワークは、郵便及び基本的な貯金、保険のサービスなどを一体的に提供するものであり、国民生活や地域社会のインフラとして貴重な役割を果たしているとして評価しています。また、日本郵政グループが、今後もより一層地域の実情、ニーズにきめ細かく対応し、そのネットワークを活用して国民生活の向上に資する取組を行っていくことを期待しています。

この郵便局ネットワークについては、日本郵政及び日本郵便が、郵便局をあまねく全国に設置し、ユニバーサルサービスを提供する責務を負っています。総務省としては、現在、郵便局があまねく設置され、ユニバーサルサービスが適切に提供されていると認識をしていますが、将来にわたって郵便局ネットワークが維持され、ユニバーサルサービスが安定的に提供されるよう、引き続き日本郵政及び日本郵便の取組状況や経営状況を注視し、しっかりと監督をしてまいります。

(拍手)

○議長(山崎正昭君) 吉良よし子君。
〔吉良よし子君登壇、拍手〕
○吉良よし子君 日本共産党の吉良よし子です。私は、会派を代表して、地方財政計画ほか二法案に関連して、総理並びに総務大臣に質問します。

初めに、東日本大震災から丸五年が経過しました。改めて、犠牲となられた皆様に哀悼の意を表し、被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。

劣悪な住環境のプレハブ仮設住宅を含め、いまだに十七万人をはるかに超える被災者が避難生活を強いられています。仮設住宅だけでなく、ようやく入居できた復興住宅での震災関連死や孤独死は後を絶ちません。再建への希望を失わせ、被災者の生きがいを奪うことがあつてはなりません。支援金を少なくとも五百万円に引き上げることが始め、被災者の置かれた実態に応じた支援に国の総力を挙げるべきではありませんか。総理大臣の答弁を求めます。

東京電力福島原発事故により、福島の方々はふるさとを奪われ続けています。この重大事故の収束はおろか、原因究明も行われていない下で、原発の再稼働などあり得ません。おととい、関西電力高浜原発三、四号機の運転停止を命ずる仮処分決定が出ました。政府はこの画期的な判断こそ強く受け止めるべきです。

また、政府は、居住制限区域、避難指示解除準備区域の避難指示を来年三月までに一律に解除し、様々な賠償を打ち切っていく方向を示しています。住民を分断する一方的な期限や線引きによる原発損害賠償の打ち切りをやめ、掛け声だけではない具体的な取組こそ必要なのではありませんか。日本共産党は、今後も被災された方々の生活となりわいの再建のため力を尽くす決意です。

次に、地方税法改正案について総理に伺います。本改正案は、消費税一〇％を前提にしたものです。総理は、消費税八％への増税で家計消費が予想以上に落ち込んだのは事実であり、予想以上に長引いているのも事実と認めておられます。それならば、国民の暮らしを破壊し、地域経済に打撃を与える消費税一〇％への増税は今すぐきっぱりやめるべきではありませんか。答弁を求めます。

外形標準課税は、資本金一億円超の企業に一律に課税、適用されます。法人税制改正によって法人実効税率の引下げを行うこととされています

が、赤字の中堅企業からも負担を求めることでその穴を埋めようというのでしょうか。

さらに、政府は、資本金一億円以下の中小零細企業も外形標準課税の対象にすることを検討するとしています。地域経済を応援するというのなら、対象拡大などやるべきです。

総理、住民福祉の増進という自治体の役割に關わって伺います。

待機児童の解消は待ったなしです。この四月から保育所に入所できない多くの親たちが、先週末、保育園に落ちたのは私だと国会前に集まり、ネットの署名は約一週間で二万八千筆に達しました。この切実な声を総理はどう受け止めているのでしょうか。

全国の市町村では、待機児童解消加速化プランに沿って二〇一七年度末までに四十五万人分の整備計画を持っていますが、それでも保育所は足りません。四月からの保育所入所を希望している全ての家庭の願いに政府は具体的にどのように応えるのですか。

私も含め、多くの親の願いは、設備が整い、子供の成長と一緒に喜び合える保育士がいて、保育の質が保障されている保育所に預けたいということです。にもかかわらず、保育士の給与が全職種の平均と比べても大幅に低いことが保育士不足の要因となっているという認識はお持ちでしょうか。保育士の給与を専門職にふさわしい水準に抜本的に引き上げるという決断が必要ではありませんか。お答えください。

また、全ての自治体で実施されている子供医療費助成制度がありますが、これは自治体独自の制度であるため、対象年齢や所得制限の有無、一部負担の有無など、制度内容に大きな格差があります。住んでいる地域によって子供の命と健康に差があつてはなりません。国の制度として子供医療費の無料化を決断すべきではありませんか。母親

の一人として強く求めます。

ましてや、子供医療費助成を行っている市町村に対し、国保の国庫負担額の減額調整というペナルティーを掛けることは言語道断です。ペナルティーは今すぐにやるべきではありませんか。さらに、地方自治体に必要な財源について総務大臣に伺います。

国が果たすべきことは、地方が必要とする財政基盤の確保にしっかりと責任を持つことです。そのためには、地方交付税の二つの役割、財源保障機能と財政調整機能を拡充し、あわせて地方の自主財源である地方税を豊かに発展させることです。ところが、不交付団体分を除いた来年度の地方財源は僅か六百七億円の増額にすぎません。これで住民福祉の増進という地方自治体の最も重要な役割を果たせるとお考えですか。

安倍内閣は、来年度からの三年間、地方の財源を二〇一五年度と実質的に同水準に抑える方針を定めています。安倍内閣が進める大企業減税や軍事費の大幅増のしわ寄せを地方に押し付けるものではありませんか。地方の財源不足は二十一年連続です。地方交付税は、財源不足が続く場合、法定率の引上げなどで対応することを定めています。なぜこの規定に基づき法定率の抜本的な引上げをしないのですか。答弁を求めます。

最後に、放送法に対する総理の認識について伺います。

高市総務大臣は、一つの番組のみでも政治的公平性が遵守されていないと総務大臣が判断する場合には電波停止もあり得るとの答弁を繰り返しています。

則を定めています。

この原則を守るべきは、政府などの公権力にばかりではありません。政府が、政治的な立場から放送に介入することを防ぎ、真実を曲げるよう圧力を掛けるのを防ぎ、放送内容への規制や干渉を排除することを保障し、放送による表現の自由を確保しようというのが放送法です。この原則の下で、放送法第四十一条の各号は、放送事業者が自律的に守るべき倫理規定として定められたものです。時の政府が放送に介入する根拠には絶対になりません。

憲法二十一条と放送法の原則に対する総理の認識を伺います。

今、著名なジャーナリストや在京キー局の社長、会長ら放送事業者、憲法やメディア論の専門家から、政権による放送介入に対する強い懸念や批判の声が起きています。

私が議員になって以来、安倍政権は秘密保護法、戦争法など違憲の立法を行ってきました。それに続く表現の自由と放送の自由を踏みしめる言動は断じて容認できません。

高市大臣の発言並びに政府統一見解の撤回を強く求め、質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手)
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 吉良議員にお答えをいたします。

東日本大震災からの復興についてのお尋ねがありました。

本日、東日本大震災から丸五年を迎えました。まず冒頭、改めて、大震災によってお亡くなりになられた全ての方々に心から哀悼の意を表したいと思います。

安倍内閣では、東日本大震災からの復興を最重要課題と位置付けて取り組んでまいりました。三年前、計画すらなかった高台移転について、ほぼ全ての事業が着工し、この春には全体の四分の三

の地区で造成が完了するなど、住宅再建は着実に進んでいます。

他方、いまだに多くの方が仮設住宅を始め不自由な生活を送られています。また、原発事故のため、住み慣れた土地に戻れない方々も多数いらつしています。仮設住宅での生活の長期化の中で、閉じこもりがちになる方や災害公営住宅に移っても孤立してしまう方もおられます。

こうした方が一日も早く安心した生活を送ることができるよう、被災者の心に寄り添い、心のケアやコミュニティの再生など、地域ごとのニーズに応じたきめ細かな支援に内閣を挙げて全力で取り組んでまいります。

なお、被災者生活再建支援金の引上げについては、他の制度とのバランス、国や都道府県の財政負担などを勘案して慎重に検討すべきものと考えています。

原発再稼働についてお尋ねがありました。原子力発電所の再稼働については、安全神話の信奉が招いた東京電力福島原発事故を片時も忘れず、真摯に反省し、その教訓を踏まえていくべきことは当然のことです。高い独立性を有する原子力規制委員会が、科学的、技術的に審査し、世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると認めた原発でない限り、再稼働することはありません。今後とも、この方針に変更はありません。

その上で、高浜原発三、四号機については、今回の仮処分決定を受けて、関西電力は更に安全性に関する説明を尽くすべきであり、政府としてもそのように指導してまいります。

福島の復興や東京電力福島第一原発の廃炉・汚染水対策は、最優先の課題として引き続き政府を挙げて全力で取り組んでまいります。

原発損害賠償の打ち切りについてお尋ねがありました。

避難指示の解除は、放射線量の低下、日常生活に必要なインフラや生活関連サービスの復旧を確認し、復興が一定程度進んだ段階で、自治体や住民の方々との様々な場における対話を積み重ねた上でなければ実施することはありません。

避難指示は、ふるさとに戻りたいと希望する方々に対しても一律かつ強制的に避難を強いる措置です。長期化すれば、避難生活による心身の健康への懸念を始め、様々な被害が生じるおそれがあります。

損害賠償は、東京電力福島第一原発の事故と相当因果関係がある損害に対して支払われるものであり、避難指示解除によって一律に打ち切られるものではありません。

政府としては、東京電力に対し、引き続き、被害者の個別の状況を丁寧に把握した上で、迅速、公平かつ適切に損害賠償を行うよう指導をしてまいります。

消費税率の引上げについてお尋ねがありました。

一昨年の消費税率8%への引上げが消費に大きな影響を与えたのは事実であります。だからこそ、我々は、10%への引上げを一年半延期しました。

この間、我々はしっかりと三本の矢の政策を進めてきました。その結果、全ての都道府県で有効求人倍率が上昇し、また税収も増え、中小企業の業況DIも改善し、倒産件数は約三割減少するなど、地方や中小企業にも明るい動きが広がっています。

来年四月の消費税率10%への引上げは、世界に冠たる社会保障制度を次世代に引き渡す責任を果たすとともに、市場や国際社会から国の信頼を確保するため、リーマン・ショックや大震災のような重大な事態が発生しない限り確実に実施します。経済の好循環を力強く回していくことにより、そのための経済状況をつくり出してまいります。

す。

法人事業税の外形標準課税についてお尋ねがありました。

今般の法人税改革は、企業が収益力を高め、より積極的に賃上げや設備投資に取り組むよう促す観点から行うものです。また、我が国においては、一部の企業に税負担が偏っているとの指摘もあることから、広く負担を分かち合う構造としていくことも必要です。

この法人税改革の一環として、法人向けの法人事業税の所得割の税率引下げと外形標準課税の拡大を行うこととしておりますが、いわゆる中堅企業が負担増となる場合には、軽減措置を講ずることにより十分配慮しております。また、外形標準課税の適用対象法人の在り方については、地域経済、企業経営への影響も踏まえながら、引き続き慎重に検討してまいります。

待機児童の解消についてお尋ねがありました。

厚生労働大臣に届けられた署名を受け取って拝見しました。子供が生まれたのに保健所に預けられない、仕事を続けられない……(発言する者あり)子供が生まれたのに保育所に、子供が生まれたのに保育所に預けられない、仕事を続けられないという大変な御苦勞、切実な思いが伝わってまいります。安心して子供を産んでいただくために、仕事と子育てが両立できるよう、働くお母さんたちの気持ちを受け止め、待機児童ゼロを必ず実現させる決意です。

待機児童の数は地域によって差があることから、特に待機児童が集中している地域と連携し、対応策を検討することとしています。

保育士不足の要因としては、御指摘のとおり、給与も含め待遇の問題があると認識しています。この春に取りまとめるニッポン一億総活躍プランの中で具体的に実効性のある待遇の改善策を示し、不足している人材を確保してまいります。子供の医療費についてのお尋ねがありました。

国においては、就学前の子供の医療費の自己負担を三割から二割に軽減しているところですが、子供の医療費の無料化については、財源の問題もあり、慎重な検討が必要と考えています。国保の減額調整措置については、地方団体から見直しの要望もあり、現行制度の趣旨を考慮しながら、その扱いを検討する必要があると認識しています。いずれにせよ、こうした点も含め、子供の医療の在り方については、厚生労働省の検討会で幅広い観点から検討していると承知しております。

憲法二十一条と放送法の原則についてお尋ねがありました。

憲法二十一条における言論の自由を始め、表現の自由は、日本国憲法で保障された基本的人権の一つであるとともに、民主主義を担保するものであり、それを尊重すべきことは言うまでもありません。放送番組は放送事業者が自らの責任において編集するものであり、放送事業者が自主的、自律的に放送法を遵守していただくことが原則と考えています。放送法第四条については、これまで総務大臣が答弁してきたとおり、法規範性を有すると理解しています。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣高市早苗君登壇 拍手)

○国務大臣(高市早苗君) 吉良よし子議員にお答えをいたします。

まず、平成二十八年年度の地方財政対策についてお尋ねがございました。

地方団体が地方創生等の重要課題に取り組みつつ安定的に財政運営を行っていくためには、地方が自由に使える財源をしっかりと確保することが必要でございます。今回の地方財政対策におきましては、地方の一般財源総額について前年度を〇・一兆円上回る六十一・七兆円を確保し、交付団体ベースにおきまして前年度を〇・一兆円上回り、過去最高とな

る六十・二兆円を確保しました。あわせて、地方交付税について、前年度とほぼ同程度となる十六・七兆円を確保しつつ、臨時財政対策債の発行額を〇・七兆円減と大幅に抑制し、地方の一般財源の質を改善し、地方財政の健全化を進めました。今回の地方財政対策については、地方六団体からも評価をいただいております。地方団体が必要な行政サービスを提供しつつ安定的な財政運営を行えるよう、必要な一般財源総額をしっかりと確保できたものと考えております。

次に、地方の一般財源総額の確保と法定率の引上げについてお尋ねがございました。

地方の一般財源総額については、骨太方針二〇一五で示された方針を踏まえ、地方財政計画の歳出において、国の制度等の見直しや国の一般歳出の計上の動向などを適切に反映させ、所要額を確保することとしており、地方に負担を押し付けるとの御指摘は当たりません。

地方財政の健全な運営のためには、本来的には、臨時財政対策債のような特例債による対応ではなく、法定率の引上げにより地方交付税を安定的に確保することが望ましい方向と考えています。しかしながら、国、地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、平成二十八年地方財政対策においては、法定率の引上げによらず国と地方が折半して補填することを基本に、国は一般会計からの地方交付税の特例加算、地方は臨時財政対策債の発行により対処することとしました。その上で、地方交付税については前年度同額を確保しました。

今後とも、法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保について粘り強く主張をし、政府部内で十分に議論をしてまいります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(山崎正昭君) 日程第一 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案(第百八十九回国会衆議院提出)を議題といたしました。

まず、委員長長の報告を求めます。内閣委員長神本美恵子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔神本美恵子君登壇、拍手〕

○神本美恵子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、第百八十九回国会において衆議院から提出され、本院において継続審査となつていたものであります。

本法律案の内容は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行を禁止することにより、これらの施設に対する危険を未然に防止し、もつて国政の中枢機能等及び良好な国際関係の維持並びに公共の安全の確保に資することとするものであります。

なお、衆議院におきまして、対象施設として危機管理に関する機能を担う行政機関の庁舎及び原子力事業所の追加、飛行を禁止する対象の追加等を内容とする修正が行われております。

委員会におきましては、発議者を代表して衆議院議員古屋圭司さんから法律案の趣旨説明を、次いで修正案提出者を代表して衆議院議員泉健太さんから衆議院における修正部分の説明を聴取し、法第一条に規定する危険の意義、取材・報道活動への影響、対象施設に原子力事業所を追加した理由等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

平成二十八年三月十一日 参議院会議録第十二号

質疑を終了した後、自由民主党及び公明党を代表して上月理事より、内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い必要となる規定の整理その他所要の規定の整理を行うことを内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましてところ、日本共産党の山下理事より反対の旨の意見が述べられました。次いで、順次採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも多数をもつて可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。本案の委員長報告は修正議決報告でございます。

本案を委員長報告のとおり修正議決することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十九

賛成

二百十四

反対

十五

よつて、本案は委員長報告のとおり修正議決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案

○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十四分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長 山崎 正昭君
副議長 興石 東君

清水 貴之君	和田 政宗君
河野 義博君	佐々木さやか君
藤巻 健史君	浜田 和幸君
平木 大作君	矢倉 克夫君
儀間 光男君	中野 正志君
石川 博崇君	新妻 秀規君
宮本 周司君	東 徹君
中山 恭子君	秋野 公造君
竹谷とし子君	横山 信一君
藤川 政人君	三原じゅん子君
室井 邦彦君	江口 克彦君
山本 博司君	谷合 正明君
若松 謙維君	長谷川 岳君
中原 八一君	高階恵美子君
片山虎之助君	浜田 昌良君
長沢 広明君	杉 久武君
福岡 資麿君	松下 新平君
山本 順三君	岡田 直樹君
山本 香苗君	魚住裕一郎君
山口那津男君	西田 実仁君
荒木 清寛君	丸川 珠代君
世耕 弘成君	衛藤 晟一君
岩城 光英君	北村 経夫君
酒井 庸行君	堂故 茂君
森屋 宏君	太田 房江君
吉川ゆうみ君	山下 雄平君
山田 修路君	渡邊 美樹君
堀内 恒夫君	阿達 雅志君
三宅 伸吾君	三木 亨君

舞立 昇治君	堀井 巖君
羽生田 俊君	馬場 成志君
若林 健太君	渡辺 猛之君
赤池 誠章君	中西 健治君
井原 巧君	石井 正弘君
石田 昌宏君	牧野たかお君
大家 敏志君	宇都 隆史君
岩井 茂樹君	磯崎 仁彦君
石井 浩郎君	野上浩太郎君
藤井 基之君	北川イツセイ君
小泉 昭男君	中川 雅治君
野村 哲郎君	末松 信介君
松山 政司君	山谷えり子君
宮沢 洋一君	岡田 広君
金子原二郎君	有村 治子君
岸 宏一君	武見 敬三君
鶴保 庸介君	関口 昌一君
伊達 忠一君	江島 潔君
中西 祐介君	行田 邦子君
井上 義行君	田中 茂君
荒井 広幸君	脇 雅史君
松沢 成文君	糸数 慶子君
二之湯武史君	長峯 誠君
中泉 松司君	豊田 俊郎君
柘植 芳文君	滝波 宏文君
大沼みずほ君	大野 泰正君
古賀友一郎君	上月 良祐君
島田 三郎君	島村 大君
高野光二郎君	高橋 克法君
西田 昌司君	赤石 清美君
青木 一彦君	山田 俊男君
森 まさこ君	丸山 和也君
古川 俊治君	塚田 一郎君
古田 博美君	石井 準一君
二之湯 智君	松村 祥史君
水落 敏栄君	磯崎 陽輔君
佐藤 信秋君	猪口 邦子君
溝手 顕正君	柳本 卓治君

山崎 力君	山本 一太君	芝 博一君	寺田 典城君	厚生労働委員	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
林 芳正君	橋本 聖子君	仁比 聡平君	浜野 喜史君	小池 晃君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を財政金融委員会に付託した。
木村 義雄君	小坂 憲次君	水野 賢一君	羽田雄一郎君	大門実紀史君	同日議長から次の質問主意書が提出された。
鴻池 祥肇君	尾辻 秀久君	福山 哲郎君	櫻井 充君	中西 健治君	同日議長から次の質問主意書が提出された。
森本 真治君	磯崎 哲史君	小池 晃君	井上 哲士君	佐藤 信秋君	同日議長から次の質問主意書が提出された。
石上 俊雄君	山本 太郎君	吉川 沙織君	柳澤 光美君	田中 茂君	同日議長から次の質問主意書が提出された。
又市 征治君	安井美沙子君	直嶋 正行君	北澤 俊美君	赤石 清美君	同日議長から次の質問主意書が提出された。
小西 洋之君	石橋 通宏君	柳田 稔君	前田 武志君	渡邊 美樹君	同日議長から次の質問主意書が提出された。
大野 元裕君	谷 亮子君	田中 直紀君	江田 五月君	堀内 恒夫君	同日議長から次の質問主意書が提出された。
斎藤 嘉隆君	徳永 エリ君	山下 芳生君	市田 忠義君	田中 直紀君	同日議長から次の質問主意書が提出された。
田城 郁君	難波 奨二君	内閣総理大臣	安倍 晋三君	堀内 恒夫君	同日議長から次の質問主意書が提出された。
滝沢 求君	江崎 孝君	内閣総務大臣	高市 早苗君	堀内 恒夫君	同日議長から次の質問主意書が提出された。
有田 芳生君	金子 洋一君	内閣公安委員長	河野 太郎君	堀内 恒夫君	同日議長から次の質問主意書が提出された。
牧山ひろえ君	林 久美子君	内閣官房副長官	世耕 弘成君	堀内 恒夫君	同日議長から次の質問主意書が提出された。
風間 直樹君	大島九州男君	内閣官房副長官	土屋 正忠君	堀内 恒夫君	同日議長から次の質問主意書が提出された。
石井みどり君	尾立 源幸君	内閣官房副長官	世耕 弘成君	堀内 恒夫君	同日議長から次の質問主意書が提出された。
前川 清成君	大久保 勉君	内閣官房副長官	世耕 弘成君	堀内 恒夫君	同日議長から次の質問主意書が提出された。
白 眞勲君	那谷屋正義君	内閣官房副長官	世耕 弘成君	堀内 恒夫君	同日議長から次の質問主意書が提出された。
足立 信也君	藤本 祐司君	内閣官房副長官	世耕 弘成君	堀内 恒夫君	同日議長から次の質問主意書が提出された。
片山さつき君	佐藤 正久君	内閣官房副長官	世耕 弘成君	堀内 恒夫君	同日議長から次の質問主意書が提出された。
小林 正夫君	藤田 幸久君	内閣官房副長官	世耕 弘成君	堀内 恒夫君	同日議長から次の質問主意書が提出された。
神本美恵子君	榎葉賀津也君	内閣官房副長官	世耕 弘成君	堀内 恒夫君	同日議長から次の質問主意書が提出された。
大塚 耕平君	野田 国義君	内閣官房副長官	世耕 弘成君	堀内 恒夫君	同日議長から次の質問主意書が提出された。
山東 昭子君	中曾根弘文君	内閣官房副長官	世耕 弘成君	堀内 恒夫君	同日議長から次の質問主意書が提出された。
長浜 博行君	相原久美子君	内閣官房副長官	世耕 弘成君	堀内 恒夫君	同日議長から次の質問主意書が提出された。
小川 勝也君	小川 敏夫君	内閣官房副長官	世耕 弘成君	堀内 恒夫君	同日議長から次の質問主意書が提出された。
郡司 彰君	加藤 敏幸君	内閣官房副長官	世耕 弘成君	堀内 恒夫君	同日議長から次の質問主意書が提出された。
渡辺美知太郎君	柴田 巧君	内閣官房副長官	世耕 弘成君	堀内 恒夫君	同日議長から次の質問主意書が提出された。
山口 和之君	吉良よし子君	内閣官房副長官	世耕 弘成君	堀内 恒夫君	同日議長から次の質問主意書が提出された。
吉田 忠智君	薬師寺みちよ君	内閣官房副長官	世耕 弘成君	堀内 恒夫君	同日議長から次の質問主意書が提出された。
真山 勇一君	山田 太郎君	内閣官房副長官	世耕 弘成君	堀内 恒夫君	同日議長から次の質問主意書が提出された。
辰巳孝太郎君	福島みずほ君	内閣官房副長官	世耕 弘成君	堀内 恒夫君	同日議長から次の質問主意書が提出された。
川田 龍平君	松田 公太君	内閣官房副長官	世耕 弘成君	堀内 恒夫君	同日議長から次の質問主意書が提出された。
倉林 明子君	蓮 舫君	内閣官房副長官	世耕 弘成君	堀内 恒夫君	同日議長から次の質問主意書が提出された。
広田 一君	藤末 健三君	内閣官房副長官	世耕 弘成君	堀内 恒夫君	同日議長から次の質問主意書が提出された。
小野 次郎君	アノ、ニオ猪木君	内閣官房副長官	世耕 弘成君	堀内 恒夫君	同日議長から次の質問主意書が提出された。
紙 智子君	田村 智子君	内閣官房副長官	世耕 弘成君	堀内 恒夫君	同日議長から次の質問主意書が提出された。
水岡 俊一君	津田弥太郎君	内閣官房副長官	世耕 弘成君	堀内 恒夫君	同日議長から次の質問主意書が提出された。

外交防衛委員 辞任 中原 八一君 補欠 山谷えり子君	財政金融委員 辞任 山谷えり子君 磯崎 哲史君 補欠 中原 八一君 森本 真治君	文教科学委員 辞任 吉良よし子君 補欠 田村 智子君	厚生労働委員 辞任 森本 真治君 大門実紀史君 補欠 磯崎 哲史君 辰巳孝太郎君	農林水産委員 辞任 熊谷 大君 補欠 吉川ゆうみ君	経済産業委員 辞任 吉川ゆうみ君 熊谷 大君	国土交通委員 辞任 辰巳孝太郎君 補欠 大門実紀史君	予算委員 辞任 赤石 清美君 佐藤 信秋君 田中 茂君 中西 健治君 堀内 恒夫君 渡邊 美樹君 小池 晃君 小野 次郎君 中山 恭子君 山田 太郎君 吉田 忠智君 渡辺美知太郎君 平野 達男君	補欠 島村 大君 赤池 誠章君 井上 義行君 愛知 治郎君 山下 雄平君 羽生田 俊君 井上 哲士君 川田 龍平君 和田 政宗君 山口 和之君 福島みずほ君 薬師寺みちよ君 荒井 広幸君
決算委員 辞任 井上 哲士君 山口 和之君 薬師寺みちよ君 補欠 大門実紀史君 山田 太郎君 渡辺美知太郎君	行政監視委員 辞任 羽生田 俊君 山下 雄平君 堀内 恒夫君 補欠 渡邊 美樹君	議院運営委員 辞任 井上 義行君 田中 茂君 補欠	同日委員長から次の報告書が提出された。 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案(第百八十九回国会衆第二四号)審査報告書 同日議員から次の質問主意書が提出された。 自衛隊と米軍の共同計画等における自衛隊員の安全確保に関する質問主意書(藤末健三君提出(第八一号)) 平和と安全法制における自衛隊員の安全確保策に関する質問主意書(藤末健三君提出(第八二号)) 自衛隊員のリスクについての政府統一見解に関する質問主意書(藤末健三君提出(第八三号)) 同日議長は、天皇誕生日に際し、カシム・ジョマルト・トカーエフ・カザフスタン共和国上院議長より祝辞を受け受した。	同日議長は、カシム・ジョマルト・トカーエフ・カザフスタン共和国上院議長宛天皇誕生日に際し寄せられた祝辞に対する礼状を発送した。	同日議長は、天皇誕生日に際し、カシム・ジョマルト・トカーエフ・カザフスタン共和国上院議長より祝辞を受け受した。	同日議長は、カシム・ジョマルト・トカーエフ・カザフスタン共和国上院議長宛天皇誕生日に際し寄せられた祝辞に対する礼状を発送した。	同日議長は、カシム・ジョマルト・トカーエフ・カザフスタン共和国上院議長より祝辞を受け受した。	
審査報告書 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案 右は多数をもって別紙のとおり修正すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。 平成二十八年三月十日 内閣委員長 神本美恵子 参議院議長 山崎 正昭殿	附則第一条ただし書中「次の各号に掲げる規定は、当該各号に」を「第二条第一項第一号ハ及び第三号、第四項並びに第五項第二号、第三条第一項第三号、第五項及び第六項、第六条並びに第十条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で」に改め、同条各号を削る。 附則第三条のうち第四条の改正規定中「第四条第九十二号」を「第四条第一項中第九十五号を第九十六号とし、第八十九号から第九十四号までを一号ずつ繰り下げ、第八十八号」に改め、同改正規定のうち第九十二号の二中「平成二十七年法律第九十二号」を「平成二十八年法律第九十二号」に改め、同号を第八十九号とする。 附則第三条に次の改正規定を加える。 第二十八條第一項中「第九十号」を「第九十一号」に、「第九十五号」を「第九十六号」に改める。 附則第四条を次のように改める。 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正) 第四条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う	関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。 第四十七条中「第四条第一項第八十九号」を「第四条第一項第九十号」に改める。 要領書 一、委員会の決定の理由 本法律案は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行を禁止することにより、これらの施設に対する危険を未然に防止し、もって国政の中枢機能等及び良好な国際関係の維持並びに公共の安全の確保に資することとするものであつて、おおむね妥当な措置と認めるが、内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い必要となる規定の整理その他所要の規定の整理を行う修正を行った。 一、費用 本法律施行のため、別に費用を要しない。	国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案 右の本院提出案をここに送付する。 平成二十七年七月九日 衆議院議長 大島 理森 参議院議長 山崎 正昭殿					

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行を禁止することにより、これらの施設に対する危険を未然に防止し、もって国政の中枢機能等及び良好な国際関係の維持並びに公共の安全の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「対象施設」とは、次に掲げる施設をいう。

- 一 国の重要な施設等として次に掲げる施設
- イ 国会議事堂、国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第百三十二条の二に規定する議員会館並びに衆議院議長及び参議院議長の公邸その他国会に置かれる機関(国会に置かれる機関の休日に関する法律(昭和六十二年法律第五号)第一条第二項に規定する国会に置かれる機関をいう。)の庁舎(国家機関がその事務を処理するために使用する建築物(専ら公園の管理事務所として使用されるものを除く。)をいう。ハ及びニにおいて同じ。)であつて東京都千代田区永田町一丁目又は二丁目に所在するもの
- ロ 内閣総理大臣官邸並びに内閣総理大臣及び内閣官房長官の公邸
- ハ 口に掲げるもののほか、対象危機管理行政機関(危機管理(国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じのおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生を防止をいう。以下このハにおいて同じ。)に関する機能を担う国の行政機関であつて政令で定めるものをいう。以下同

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案

じ。)の庁舎であつて当該対象危機管理行政機関の担う危機管理に関する機能を維持するため特に必要なものとして政令で定めるもの

- 二 最高裁判所の庁舎であつて東京都千代田区千代田に所在するもの
- ホ 皇居及び御所であつて東京都港区元赤坂二丁目一に所在するもの
- ヘ 第四条第一項の規定により対象政務事務所として指定された施設
- ニ 第五条第一項の規定により対象外国公館等として指定された施設
- 三 第六条第一項の規定により対象原子力事業所として指定された施設

2 この法律において「対象施設周辺地域」とは、前項第一号イからホまでに掲げる対象施設については次条第二項の規定により指定された地域をいい、同号ヘに掲げる対象施設については第四条第二項の規定により指定された地域をいい、前項第二号に掲げる対象施設については第五条第二項の規定により指定された地域をいい、前項第三号に掲げる対象施設については第六条第二項の規定により指定された地域をいう。

3 この法律において「小型無人機」とは、飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他の航空の用に供することができる機器であつて構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦(プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。)により飛行させることができるものをいう。

4 この法律において「特定航空用機器」とは、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第一項に規定する航空機以外の航空の用に供することができる機器であつて、当該機器を用いて人が飛行することができるもの(高度又は進路を容易に変更することができるものとして国家公安委員会規則で定めるものに限る。)をいう。

う。

5 この法律において「小型無人機等の飛行」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 小型無人機を飛行させること。
- 二 特定航空用機器を用いて人が飛行すること。

(国の所有又は管理に属する対象施設の敷地等の指定)

第三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める対象施設の敷地(一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地をいう。以下同じ。)又は区域を指定しなければならない。

- 一 衆議院議長及び参議院議長 其所管に属する前条第一項第一号イに掲げる対象施設の敷地(国会議事堂の敷地にあつては、その所管に属する部分に限る。)
- 二 内閣総理大臣 前条第一項第一号ロに掲げる対象施設の敷地及び同号ホに掲げる対象施設の区域(一般の利用に供される区域を除く。)

三 対象危機管理行政機関の長 前条第一項第一号ハに掲げる対象施設の敷地

四 最高裁判所長官 前条第一項第二号に掲げる対象施設の敷地

2 前項各号に掲げる者は、同項の規定により同項各号に定める対象施設の敷地又は区域を指定するときは、当該対象施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね三百メートルの地域を、当該対象施設に係る対象施設周辺地域として指定するものとする。

3 第一項各号に掲げる者は、同項の規定により同項各号に定める対象施設の敷地又は区域を指定し、及び前項の規定により当該対象施設に係る対象施設周辺地域を指定しようとするときは、あらかじめ、警察庁長官(当該対象施設周辺地域が海域を含む場合にあつては、警察庁長官及び海上保安庁長官。次条第三項及び第五条

第四項において同じ。)と協議しなければならない。

4 第一項各号に掲げる者は、同項各号に定める対象施設の敷地又は区域及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を指定する場合には、その旨並びに当該対象施設の敷地又は区域及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を官報で告示しなければならない。

5 対象危機管理行政機関の長は、当該対象危機管理行政機関に係る対象施設が対象施設でなくなつたときは、直ちに当該対象危機管理行政機関に係る対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域の指定を解除しなければならない。

6 対象危機管理行政機関の長は、当該対象危機管理行政機関に係る対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域の指定を解除したときは、その旨を官報で告示しなければならない。

(対象政務事務所の指定等)

第四条 総務大臣は、衆議院議員又は参議院議員が所属している政党(政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。))の規定により政党である旨を総務大臣に届け出たものに限る。第五項及び第六項において同じ。)の要請があつたときは、その主たる事務所を対象政務事務所として指定するものとする。この場合において、総務大臣は、併せて当該対象政務事務所の敷地を指定するものとする。

2 総務大臣は、前項の規定により対象政務事務所及び当該対象政務事務所の敷地を指定するときは、当該対象政務事務所の敷地及びその周囲おおむね三百メートルの地域を、当該対象政務事務所に係る対象施設周辺地域として指定するものとする。

3 総務大臣は、第一項の規定により対象政務事務所及び当該対象政務事務所の敷地を指定し、

並びに前項の規定により当該対象政党事務所に係る対象施設周辺地域を指定しようとするときは、あらかじめ、警察庁長官と協議しなければならない。

4 総務大臣は、対象政党事務所及び当該対象政党事務所の敷地並びに当該対象政党事務所に係る対象施設周辺地域を指定する場合には、その旨並びに当該対象政党事務所の名称、所在地及び敷地並びに当該対象政党事務所に係る対象施設周辺地域を官報で告示しなければならない。

5 第一項の規定によりその主たる事務所が対象政党事務所として指定された政党(次項において「対象政党」という。)は、第一項の規定により指定された対象政党事務所が衆議院議員又は参議院議員が所属している政党の主たる事務所となつたときは、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

6 総務大臣は、対象政党から当該対象政党に係る対象政党事務所及び当該対象政党事務所の敷地並びに当該対象政党事務所に係る対象施設周辺地域の指定の解除の要請があつたときは又は第一項の規定により指定された対象政党事務所が衆議院議員若しくは参議院議員が所属している政党の主たる事務所でなくなつたときは、直ちに当該対象政党事務所及び当該対象政党事務所の敷地並びに当該対象政党事務所に係る対象施設周辺地域の指定を解除しなければならない。

7 総務大臣は、対象政党事務所及び当該対象政党事務所の敷地並びに当該対象政党事務所に係る対象施設周辺地域の指定を解除したときは、その旨を官報で告示しなければならない。

(対象外国公館等の指定等)

第五条 外務大臣は、外交関係に関するウィーン条約第一条(i)に規定する使節団の公館、領事関係に関するウィーン条約第一条(i)に規定する領事機関の公館及び条約において不可侵とされる外国政府又は国際機関の事務所並びに別表に定める外国要人(以下この条において単に「外国

要人」という。)の所在する場所のうち、第一条の目的に照らしその施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが必要であると認めるものを、対象外国公館等として指定することができる。この場合において、外務大臣は、併せて当該対象外国公館等の敷地又は区域を指定するものとする。

2 外務大臣は、前項の規定により対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域を指定するときは、当該対象外国公館等の敷地又は区域及びその周囲おおむね三百メートルの地域を、当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域として指定するものとする。

3 外務大臣は、第一項の規定により対象外国公館等として外国要人の所在する場所を指定し、及び当該外国要人の所在する場所に係る対象外国公館等の敷地又は区域を指定し、並びに前項の規定により当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を指定するときは、期間を定めて指定するものとする。

4 外務大臣は、第一項の規定により対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域を指定し、並びに第二項の規定により当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を指定しようとするときは、あらかじめ、警察庁長官と協議しなければならない。

5 外務大臣は、対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を指定する場合には、その旨(対象外国公館等として外国要人の所在する場所及び当該外国要人の所在する場所に係る対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を指定するときは、その旨及び期間)並びに当該対象外国公館等の名称、所在地及び敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を官報で告示しなければならない。

6 外務大臣は、対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域についてその指定の必要がなくなつたと認めるときは、直ちに当該指定を解除しなければならない。

7 第四項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

8 外務大臣は、対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の指定を解除したときは、その旨を官報で告示しなければならない。

(対象原子力事業所の指定等)

第六条 国家公安委員会は、原子力事業所であつてテロリズム(政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。以下この項において同じ。)の対象となるおそれがあり、かつ、その施設に対してテロリズムが行われた場合に、広域にわたる、国民の生命及び身体に甚大な被害を及ぼすおそれのあるものとして法令で定めるもののうち、第一条の目的に照らしその施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが必要であると認めるものを、対象原子力事業所として指定することができる。この場合において、国家公安委員会は、併せて当該対象原子力事業所の敷地又は区域を指定するものとする。

2 国家公安委員会は、前項の規定により対象原子力事業所及び当該対象原子力事業所の敷地又は区域を指定するときは、当該対象原子力事業所の敷地又は区域及びその周囲おおむね三百メートルの地域を、当該対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域として指定するものとする。

3 国家公安委員会は、第一項の規定により対象原子力事業所及び当該対象原子力事業所の敷地又は区域を指定し、並びに前項の規定により当該対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域を指定しようとする場合であつて、当該対象施設周辺地域が海域を含むときは、あらかじめ、海上保安庁長官と協議しなければならない。

4 国家公安委員会は、対象原子力事業所及び当該対象原子力事業所の敷地又は区域並びに当該対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域を指定する場合には、その旨並びに当該対象原子力事業所の名称、所在地及び敷地又は区域並びに当該対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域を官報で告示しなければならない。

5 国家公安委員会は、対象原子力事業所及び当該対象原子力事業所の敷地又は区域並びに当該対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域についてその指定の必要がなくなつたと認めるときは、直ちに当該指定を解除しなければならない。

6 第三項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

7 国家公安委員会は、対象原子力事業所及び当該対象原子力事業所の敷地又は区域並びに当該対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の指定を解除したときは、その旨を官報で告示しなければならない。

(対象施設等の周知)

第七条 国は、対象施設、対象施設の指定敷地等(第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項又は前条第一項の規定により指定された敷地及び区域をいう。以下この条及び第十一条第一項において同じ。)及び対象施設周辺地域を国民に周知するため、対象施設、対象施設の指定敷地等及び対象施設周辺地域に関する地図を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(対象施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止)

第八条 何人も、対象施設周辺地域の上空において、小型無人機等の飛行を行ってはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる小型無人機等の飛行については、適用しない。

一 対象施設の管理者又はその同意を得た者が当該対象施設に係る対象施設周辺地域の上空において行う小型無人機等の飛行

二 土地の所有者若しくは占有者(正当な権原を有する者に限る。)又はその同意を得た者が当該土地の上空において行う小型無人機等の飛行

三 国又は地方公共団体の業務を実施するために行う小型無人機等の飛行

3 前項に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者は、国家公安委員会規則(管区海上保安本部長への通報については、国土交通省令)で定めるところにより、あらかじめ、その旨を当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域を管轄する都道府県公安委員会(当該対象施設周辺地域が第二条第一項第一号ホに掲げる対象施設に係るものである場合には東京都公安委員会及び皇宮警察本部長、当該対象施設周辺地域が海域を含むものである場合には当該対象施設周辺地域を管轄する都道府県公安委員会及び管区海上保安本部長)に通報しなければならない。

(対象施設の安全の確保のための措置)

第九条 警察官は、前条第一項又は第三項の規定に違反して小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合には、当該小型無人機等の飛行を行っている者に対し、当該小型無人機等の飛行に係る機器を対象施設周辺地域の上空から退去させることその他の対象施設に対する危険を未然に防止するために必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項に規定する場合において、同項の規定に

よる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないとき又は同項の小型無人機等の飛行を行っている者に対し当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、警察官は、対象施設に対する危険を未然に防止するためやむを得ないと認められる限度において、当該小型無人機等の飛行の妨害、当該小型無人機等の飛行に係る機器の破損その他の必要な措置をとることができる。

3 前二項の規定は、皇宮護衛官及び海上保安官の職務の執行について準用する。

4 国又は地方公共団体は、第二項(前項において準用する場合を含む。)の規定による措置が行われたときは、当該措置により損失を受けた者(前条第一項又は第三項の規定に違反して小型無人機等の飛行を行った者を除く。)に対し、当該措置により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(経過措置)

第十条 この法律の規定に基づき政令又は国家公安委員会規則を制定し、又は改廃する場合においては、その政令又は国家公安委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(罰則)

第十一条 第八条第一項の規定に違反して対象施設及びその指定敷地等の上空で小型無人機等の飛行を行った者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第九条第一項の規定による警察官の命令(同条第三項において準用する同条第一項の規定による皇宮護衛官又は海上保安官の命令を含む。)に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条第一項第一号ハ及び第三号、第四項並びに第五項第二号、第三条第一項第三号、第五項及び第六項、第六条並びに第十条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二 附則第四条の規定 この法律の施行の日又は内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)の公布の日の日いずれか遅い日

(検討)

第二条 国は、速やかに、重要な施設に対する上空からの危険の未然の防止の在り方、小型無人機の安全な飛行の確保の在り方等について、小型無人機の多様な分野における利用の促進のための施策をも踏まえ、かつ、小型無人機に関連する技術の進歩を勘案しつつ、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(総務省設置法の一部改正)

第三条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第九十二号の次に次の一号を加える。

九十二の二 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成二十七年法律第 号)第四条第一項の規定による対象政党事務所及び対象政党事務所の数地の指定並びに同条第二項の規定による対象政党事務所に係る対象施設周辺地域の指定に関すること。

(内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第六条のうち総務省設置法第四条中第九十号から第九十九号までを四号ずつ繰り上げる改正規定中「第九十九号までを四号」を「第九十二号までを四号」繰り上げ、第九十二号の二を第八十九号とし、第九十三号から第九十九号までを三号に改める。

附則第二十六条中「第四条第一項第八十九号」を「第四条第一項第九十号」に改める。

別表 外国要人(第五条関係)

一 外国の元首(当該国の憲法に基づき元首の任務を遂行する団体の構成員を含む。)及び外国の元首の任務を代行し得る地位にある者並びにこれらの者の家族の構成員

二 外国の政府の長及び外国の政府の長の任務を代行し得る地位にある者並びにこれらの者の家族の構成員

三 外国の外務大臣及びこれに同行する家族の構成員並びに外国の外務大臣に準ずる地位にある者

四 外国の外務大臣以外の外国の大臣及びこれに同行する家族の構成員並びに外国の外務大臣以外の外国の大臣に準ずる地位にある者

五 国際連合の事務総長及び事務次長並びに我が国が加盟国となっている国際機関の事務局長並びにこれらに同行する家族の構成員

六 前各号に掲げる者以外の者で、外務大臣がこれらの者と同等の接遇を行う必要があると認めて指定するもの

投票者氏名

日程第一 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の
の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業
所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行
の禁止に関する法律案(第百八十九回国会衆議院
提出)「委員長報告のとおり修正議決すること」

賛成者氏名

二一四名

阿達 雅志君 青木 一彦君
赤池 誠章君 赤石 清美君
有村 治子君 井上 義行君
井原 巧君 石井 準一君
石井 浩郎君 石井 正弘君
石井みどり君 石田 昌宏君
磯崎 仁彦君 磯崎 陽輔君
猪口 邦子君 岩井 茂樹君
岩城 光英君 宇都 隆史君
江島 潔君 尾辻 秀久君
大家 敏志君 大沼みずほ君
大野 泰正君 太田 房江君
岡田 直樹君 岡田 広君
片山さつき君 金子原二郎君
木村 義雄君 岸 宏一君
北川イツセイ君 北村 経夫君
小泉 昭男君 小坂 憲次君
古賀友一郎君 上月 良祐君
鴻池 祥肇君 佐藤 信秋君
佐藤 正久君 酒井 庸行君
山東 昭子君 島田 三郎君
島村 大君 末松 信介君
世耕 弘成君 関口 昌一君
田中 茂君 伊達 忠一君
高階恵美子君 高野光二郎君
高橋 克法君 滝沢 求君
滝波 宏文君 武見 敬三君
柘植 芳文君 塚田 一郎君
鶴保 庸介君 堂故 茂君
豊田 俊郎君 中泉 松司君

中川 雅治君 中曾根弘文君
中西 健治君 中西 祐介君
中原 八一君 長峯 誠君
二之湯 智君 二之湯武史君
西田 昌司君 野上浩太郎君
野村 哲郎君 羽生田 俊君
長谷川 岳君 馬場 成志君
橋本 聖子君 林 芳正君
福岡 資麿君 藤井 基之君
藤川 政人君 古川 俊治君
堀井 巖君 堀内 恒夫君
舞立 昇治君 牧野たかお君
松下 新平君 松村 祥史君
松山 政司君 丸川 珠代君
丸山 和也君 三木 亨君
三原じゅん子君 三宅 伸吾君
水落 敏栄君 溝手 顕正君
宮沢 洋一君 宮本 周司君
森 まさこ君 森屋 宏君
柳本 卓治君 山崎 力君
山下 雄平君 山田 修路君
山田 俊男君 山谷えり子君
山本 一太君 山本 順三君
吉川ゆうみ君 吉田 博美君
若林 健太君 渡辺 猛之君
渡邊 美樹君 足立 信也君
相原久美子君 有田 芳生君
石上 俊雄君 石橋 通宏君
磯崎 哲史君 江崎 孝君
江田 五月君 小川 勝也君
小川 敏夫君 尾立 源幸君
大久保 勉君 大島九州男君
大塚 耕平君 大野 元裕君
加藤 敏幸君 風間 直樹君
金子 洋一君 神本美恵子君
北澤 俊美君 郡司 彰君
小西 洋之君 小林 正夫君

斎藤 嘉隆君
榛葉賀津也君
田中 直紀君
徳永 エリ君
直嶋 正行君
難波 奨二君
羽田雄一郎君
浜野 喜史君
広田 一君
藤末 健三君
藤本 祐司君
前田 武志君
水岡 俊一君
森本 真治君
柳澤 光美君
吉川 沙織君
秋野 公造君
石川 博崇君
河野 義博君
杉 久武君
谷合 正明君
新妻 秀規君
浜田 昌良君
矢倉 克夫君
山本 香苗君
横山 信一君
東 徹君
片山虎之助君
清水 貴之君
室井 邦彦君
川田 龍平君
寺田 典城君
中野 正志君
浜田 和幸君
アントニオ猪木君
山口 和之君
谷 亮子君

芝 博一君
田城 郁君
津田弥太郎君
那谷屋正義君
長浜 博行君
野田 国義君
白 眞敷君
林 久美子君
福山 哲郎君
藤田 幸久君
前川 清成君
牧山ひろえ君
水野 賢一君
安井美沙子君
柳田 稔君
蓮 舩君
荒木 清寛君
魚住裕一郎君
佐々木さやか君
竹谷とし子君
長沢 広明君
西田 実仁君
平木 大作君
山口那津男君
山本 博司君
若松 謙維君
江口 克彦君
儀間 光男君
藤巻 健史君
小野 次郎君
柴田 巧君
真山 勇一君
中山 恭子君
和田 政宗君
松田 公太君
山田 太郎君
薬師寺みちよ君

反対者氏名

一五名

井上 哲士君 市田 忠義君
紙 智子君 吉良よし子君
倉林 明子君 小池 晃君
田村 智子君 辰巳孝太郎君
仁比 聡平君 山下 芳生君
福島みずほ君 又市 征治君
吉田 忠智君 山本 太郎君
糸数 慶子君

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 二八円 二〇円